

神奈川県と桐蔭横浜大学は「連携と協力に関する協定」を締結しました

県と桐蔭横浜大学は「神奈川県の将来を担う人材の育成」、「スポーツ指導者育成に関する取組」、「未病改善に関すること」など、社会的課題の解決等に資するため、本日別添のとおり「連携と協力に関する協定」を締結しました。

連携して取り組む主な事業分野

1 神奈川県の将来を担う人材の育成

共生社会の実現に向けた取組の普及啓発や若年層への主権者意識の醸成を目的とした選挙啓発などに関する大学への出前授業等、明日の神奈川県を担う人材育成を目的とした神奈川県職員等による授業を実施します。

2 スポーツ指導者育成に関する取組

地域部活動指導者資格認定プログラム事業等を通して、指導者育成等の部活動の地域移行を推進していくための取組を実施します。

3 未病改善に関すること

高齢化が進む県営団地を、だれもが安心していきいきと生活できる健康団地へ再生するため、学生と入居者が交流しながら健康づくりを行うなど、未病改善に関する取組を実施します。

(添付資料)

神奈川県と桐蔭横浜大学との連携と協力に関する協定書

【桐蔭横浜大学について】

法学部、医用工学部、スポーツ科学部、現代教養学環を擁する4年制の大学。

- (1) 所在地 横浜市青葉区鉄町 1614
- (2) 学長 森 朋子
- (3) 創立年 1988 年
- (4) 学生数 2,228 名(令和7年5月1日現在)

問合せ先

神奈川県政策局いのち・未来戦略本部室

コミュニティ活性化担当課長 高橋 電話 045-285-0398

コミュニティ活性化グループ 浮穴(うけな) 電話 045-285-0711

神奈川県と桐蔭横浜大学との連携と協力に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）と桐蔭横浜大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が緊密な連携と協力により、地域の課題に適切に対応し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 人材の育成に関すること
- (2) まちづくり及び地域社会の活性化に関すること
- (3) 健康の増進・未病を改善する取組及びスポーツの推進に関すること
- (4) 教育・研究・文化の振興に関すること
- (5) その他前条の目的を達成するために必要なこと

（連携推進会議）

第3条 前条の連携事項を円滑に推進するため、連携推進会議を設置する。

2 連携推進会議の構成及び運営に関する事項は、甲及び乙が協議の上、別に定める。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から令和11年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲及び乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めるもののほか、個別の連携事業に係る事項その他必要な事項は、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年2月3日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事

乙 横浜市青葉区鉄町1614
桐蔭横浜大学長